

監 第 1148 号
令和6年10月24日

(請求人)

(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	加 藤 元 弥
同	青 山 圭 一

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和6年9月13日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求に添付する事実を証する書面は、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められることが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求書において、請求人は、神奈川県警察告訴センター（以下「告訴センター」という。）に令和6年5月29日付で告訴状（以下「本件告訴状」という。）を提出したが、告訴センターが受理せずに返送し、請求人がその受取を拒否するやり取りが3回行われ、そのうちの1回において、同年7月31日に請求人が受け取ったことにより、告訴センターが返送に要した郵送料が発生したため、その相当額が県の損失に当たると主張して、監査委員に必要な措置を講じるよう求めている。

また、本件措置請求書には、本件告訴状の主たる内容は記載されているが、「事実証明書類は返送したため、警察内にあり請求者の手元にない」として事実を証する書面が添付されていなかった。

そこで、書記を通じて、同年9月18日及び同月20日に、電話で請求人に対し、告訴センターから返送された封筒及び本件告訴状の写し等を提出できないか尋ね、写し等が無い場合は、本件告訴状を告訴センターから再度受け取った上で提出するように求めたが、請求人は、本件措置請求書が事実を証する書面を兼ねていると主張し、提出の求めに応じなかった。

しかしながら、本件告訴状の主たる内容が記載された本件措置請求書は、請求人が本件告訴状を作成したことは推測されるものの、告訴センターに提出したが受理されずに返送されたという請求人の主張を裏付けるものと客観的に認められるような、事実を証する形式を備えているとまでは認められない。

そのため、本件措置請求書には、請求人が主張する事実を証する書面が添付されているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。